

発注方法の取扱いについて

1 発注方法について

- (1) 全ての建設工事等の発注において、一般競争入札を適用する。
このうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額（1,500 万 SDR）以上の工事（以下「WTO 対象工事」という）については一般競争入札、それ以外の工事は条件付き一般競争入札とする。
- (2) 工事種別毎の発注方法については、別表 1 によるものとする。
ただし、WTO 対象工事については、別途県庁事業室と協議すること。
- (3) 次に該当する場合には、前記の発注方法を踏まえつつそれぞれに定めるところによることができるものとする。
 - ア 工事の適正な施工を確保するため、当該発注区分の上位区分の業者を入札参加させることができるものとする。
 - イ 次に該当する建設工事等にあつては、指名競争入札又は随意契約とする。
 - ① 緊急性を要する工事
※公共施設の復旧工事等で、放置すれば県民の生活に重大な支障をきたすおそれのある緊急を要する工事。
 - ② 地方自治法施行令第 167 条の 2 の規定に該当する工事
- (4) 専門性を有する工事の分離発注について
入札契約適正化法の主旨を踏まえ、専門性を有する工事については、工程や施工条件等を勘案し困難な工事を除き分離発注を原則とする。
(別途、『専門工事発注における業者選定について』も参考とする。)

2 総合評価方式の適用について

総合評価方式を適用する工事は「建設工事総合評価方式にかかる適用範囲について（通知）」によるものとする。

3 実施時期

- この取扱いは、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 15 年 1 月 14 日から実施する。
- この取扱いは、平成 15 年 7 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 16 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 18 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 22 年 6 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- この取扱いは、平成 23 年 6 月 1 日から実施する。
(同日の一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知にかかるものから適用)

(別表1) 発 注 方 法 (平成23年6月1日適用)

1 土 木 一 式 工 事

一 般 競 争 入 札 W T O	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 1,000点以上	管内Bランク	
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク		管内Cランク
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 公共工事、同種工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等		
	1,500万 SDR	3億円	8千万円	3千万円 2千万円

- ・ 1億5,000万円未満の工事については、地域性を重視して地域条件を加えることができるものとする。
- ・ 高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。
- ・ 特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
- ・ 土木工事の特定JVについては別添1「土木工事における共同企業体構成の考え方」等による。
- ・ 上下水道の管工事を含む

2 建 築 一 式 工 事

一 般 競 争 入 札 W T O	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク 900点以上	県内の指定する 地域の県内Bラン ク	
	県内の指定する 地域の県内Aラ ンク (特定JVを想定)	県内の指定する地域の 県内Aランク		県内の指定する 地域の県内Cランク
	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等		
	1,500万 SDR	5億円	2億円	1億円 5千万円 1千5百万円

- ・ 参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・ 高度で専門的な技術を要する等の工事で、県内業者の育成のためやむを得ず県外業者との特定JVにより、発注する場合は、県外まで地域を拡大することができる。

3 建築設備工事（電気工事・管工事）

一般競争入札 W T O	(条件付き一般競争入札)				
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内Aランク	県内の指定する地域の 県内Bランク		
	県内の指定する地域の 県内Aランク (特定JVを想定)		県内の指定 する地域の 県内Aラン ク		
県外業者 Aランク (特定JVを想定)	参加資格要件 同種工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等				
	1,500万SDR	3億円	1億円	3千万円	1千5百万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。

4 電気工事（建築設備工事を除く）

一般競争入札 W T O	(条件付き一般競争入札)				
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内の指定する地 域の県内Aランク (特定JVを想定)	県内の指定する 地域の県内Aランク	管内Bランク	
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク		
県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等			
	1,500万SDR	2億円	1億円	3千万円	1千5百万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・高度で専門的な技術を要する等の工事については、ランクを問わず県外まで地域を拡大することができる。
 ※高度で専門的な技術を要する等の工事とは、水力発電所・浄水場・下水処理場・ポンプ場等における主要機器の設置、改修、調整整備工事及びこれに類する工事とする。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
 なお、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については対象外とすることができる。

5 管 工 事（建築設備工事を除く）

一般競争入札 W T O	(条件付き一般競争入札)			
	県内Aランク (特定JVを想定)	県内の指定する地域の県内Aランク (特定JVを想定)	県内の指定する地域の県内Aランク	管内Bランク
	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク (特定JVを想定)	管内Aランク	
県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	県外業者 Aランク (特殊工事等JV)	参加資格要件 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績 配置予定技術者 等		

1,500万SDR 2億円 1億円 3千万円 1千5百万円

- ・参加可能業者数が少ない場合は県外まで地域を拡大することができる。
- ・特定JVについては、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱による。
なお、共同企業体による施工になじまないと認められる工事については対象外とすることができる。

6 舗 装 工 事

(条件付き一般競争入札)			
準県内Aランク	1,100点以上	準管内Bランク	管内Bランク
管外Aランク	950点以上	準管内Aランク	950点以上
管内Aランク	830点以上	管内Aランク	

2億円 7千万円 2千万円 5百万円

参加資格要件：同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

- 管外業者：県内に建設業法に基づく主たる営業所を置く業者で、県内にAsプラント又は施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。
- 準県内業者：県内（又は管内）に建設業法に基づく営業所を置く県外業者で、県内にAsプラント又は施工機械等を保有し施工体制のある業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。
- 準管内業者：管内に建設業法に基づく営業所を置く県内業者で、県内にAsプラント又は施工機械等を保有し施工体制のある管外業者で、当該年度又は過去15か年度に県内の公共事業に係る舗装工事の実績を有するもの。

- ・詳細については、「専門工事発注における業者選定について」を参照すること。
- ・参加可能業者数が少ない場合は範囲を拡大することができる。
- ・2億円以上の工事に際しては県庁事業室と協議する。
- ・学校等の屋外運動施設の舗装工事は「専門工事発注における業者選定について」による。

7 造 園 工 事

(条件付き一般競争入札)	
県内 A ランク	管内 B ランク
	管内 A ランク

| 2 億円

| 7 百万円

参加資格要件 : 同種工事、公共工事、地域条件、工事成績、配置予定技術者 等

- ・ 2 億円以上の工事に際しては県庁事業室と協議する。
- ・ 参加可能業者数が少ない場合は、地域を県内まで拡大することができる。

8 そ の 他 工 事

以下の工事については、別途『専門工事発注における業者選定について』によることとする。

- (1) 橋梁上部工工事 (鋼橋・P C 橋)
- (2) 舗装工事
- (3) 法面処理工事
- (4) 海洋土木工事
- (5) 交安 (二種) 工事
- (6) 塗装工事
- (7) 造園工事
- (8) 解体工事
- (9) 屋外運動施設工事

別添 1

土木工事における共同企業体構成の考え方

1) 一般的な土木一式工事
 (1) 12億円未満の工事

1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員			
	県外業者	県内業者		県外業者	県内業者	
		管外	管内		管外	管内
	参加出来ない	工事内容により同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

注 1) 上記にかかわらず、工事内容により同種工事の有資格者が少ない場合は、県外業者（1,200点以上）も参加できることとする。

注 2) 12億円未満の推進工事（下水道）は一般的な土木一式として扱う。

注 3) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

(2) 12億円以上の工事

1000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
						管外	管内
	参加出来ない	工事内容により同種工事の施工実績が必要	参加出来ない	施工実績等の条件問わない	参加出来ない	(地域を指定) 施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

注) JV構成員 2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

2) 一般的な土木一式以外の工事

(1) 12億円未満の工事

① トンネル工事

注) 断層帯、破碎帯、湧水帯等があり技術的に困難な工事に適用。

1200点
1000点
950点
840点
(総合点)

JV代表者		JV構成員		
県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
			管外	管内
同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定)施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

② 海洋土木工事

注) 特殊ケーソン、ポンプ浚渫、軟弱地盤改良工事等の専門工事に適用。

1200点
1000点
950点
840点
(総合点)

JV代表者		JV構成員		
県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
			管外	管内
同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定)施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

③ 河川排水機場工事等、下水道土木工事

1200点
1000点
950点
840点
(総合点)

JV代表者		JV構成員		
県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
			管外	管内
同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定)施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

注1) 下水道土木工事とは、下水道処理施設及び中継ポンプ場施設にかかる土木工事。

④ シールド工事

1200点
1000点
950点
840点
(総合点)

JV代表者		JV構成員		
県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
			管外	管内
同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	(地域を指定)施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない

全体注) JV構成員について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

(2) 12億円以上の工事

① トンネル工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外 (地域を指定)
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

② シールド工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外 (地域を指定)
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

③ 下水道土木工事

1,200点 1,000点 950点 840点 (総合点)	JV代表者		JV構成員 1		JV構成員 2		
	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	県外業者	県内業者	
	同種工事の施工実績が必要		参加出来ない	管外	管内	参加出来ない	管外 (地域を指定)
				施工実績等の条件問わない	施工実績等の条件問わない		

全体注) JV構成員2について、管外で地域を指定する場合は、原則として隣接管内を単位として考えることとする。

3) その他

1, 500万SDR以上(WTO対象)及び特殊な事業については別途県庁事業室と協議することとする。

附則 この考え方は、平成16年6月1日から施行する。

附則 この考え方は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この考え方は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この考え方は、平成21年6月1日から施行する。

附則 この考え方は、平成22年6月1日から施行する。